

野間漁業協同組合京内共第 15 号  
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第 1 条 この規則は、野間漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた京内共第 15 号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者の当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、ます類をいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭若しくは組合が別に定める様式による。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、当該水産動物の保護培養に関して組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 10 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 第 1 項の承認を受けた者は、直ちに、第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 2 項の方法により組合に納付しなければならない。

(遊漁の方法等)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる方法によりウ欄の統数又は規模の範囲においてエ欄の区域及びオ欄の期間内でなければならない。

ア魚種	イ方法	ウ統数又は規模	エ区域	オ期間
あゆ	手釣、竿釣	1 人 1 竿	野間川下流、 上宇川漁協 境界から上 流	6 月 1 日から 9 月 30 日まで の期間内で組合 が公表する期間内
	投網、巻網	1 人 1 統 全長 20 m 以内、網目 2 cm 以上		7 月 25 日から 9 月 30 日まで
	水眼鏡、水視眼鏡、 徒手			6 月 1 日から 9 月 30 日まで
うなぎ	一本釣、もんどり、 はや釣			あまご及びやまめは、 3 月 1 日から 9 月 30 日まで
ます類 あまご やまめ	手釣、竿釣	1 人 1 竿		

2 前項の公表は、組合の掲示板及び第 6 条に規定する遊漁料の納付場所に掲示する。

(禁止区域及び漁具漁法の制限)

第 4 条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁具漁法により、ウ欄の区域においてエ欄の期間は遊漁をしてはならない

ア魚種	イ漁具漁法	ウ区域	エ期間
あゆ	巻網、投網	小金橋からから須川、大谷川合流点まで	通年

		須川在中井堰上流、うば谷川、大谷川在中井堰から上流及び漁業権境界の標柱を結ぶ線から川久保井堰まで	
ます類 あまご やまめ	竿釣、手釣	小杉・味土野合流点から上流	西暦の偶数年
		熊谷川・須川合流点から上流	西暦の奇数年
全魚種	素掛漁法 アクアラング	全区域	周年

(体長制限)

第5条 次の表のア欄に掲げる水産動物は、それぞれイ欄に規定する大きさ以下のものは、これを採捕してはならない。

ア 名称	イ 全長
うなぎ	30cm
あまご・やまめ	12cm

(遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は、次の表のとおりとする。

魚種	漁具漁法	期間	遊漁料	備考
あゆ	手釣、竿釣 投網、巻網	年券	10,000円	日券については解禁日より1週間後から3,000円とする。
		日券	5,000円	
	水眼鏡、水視眼鏡、徒手	日券	2,000円	
うなぎ	一本釣、もんどり、はや釣	年券	4,000円	
		日券	2,000円	
ます類 あまご やまめ	手釣、竿釣	年券	5,000円	
		日券	2,000円	

2 遊漁料の納付は、組合事務所又は組合の指定する場所においてしなければならない。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は、年券においては第1項の額の20パーセント以内、日券においては50パーセント以内をそれぞれ加算できるものとする。

3 次の表のア欄に掲げる者の遊漁料は、第1項の規定にかかわらずイ欄のとおりとする。

ア 遊漁する者の区別	イ 遊漁料
中学生以下の者	免除
身体障害者	第1項に規定する各料金の2分の1の額
女性	

(遊漁承認等に関する事項)

第7条 組合は、第2条第3項の承認をしたときは、別記様式1の遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を交付するものとする。

2 組合は漁場が著しく混雑すると判断したときは、遊漁承認証の発行を停止し、遊漁者の数を制限することができる。

3 遊漁承認証は、再発行しない。ただし、組合が特に認めた場合は、この限りではない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の履行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は別記様式2の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章又は標章を着けるものとする。

(違反者に対する処置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに、その者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合において、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

(適用除外)

第11条 この規則のうち遊漁の承認、漁具漁法等の制限若しくは禁止区域に関する規定は、組合の承認を得て行う資源調査のための目的に限り適用しない。

(雑 則)

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要なものは、別に定める。

(附 則)

この規則は令和6年1月1日から施行する。